十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

100＋表面利率×残存年数

十二　利　率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\left(1+\frac{\text{第十七号に規定する募入利回り}-\text{発行価格}}{100}\right)\times\text{残存年数}$$

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前回の利払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、1／365）

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　利　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十三年一月十一日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十三年一月十四日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第九十二回）	二・一％	平成三十八年十二月二十日	六億円
利付国庫債券（二十年）（第九十三回）	二・〇％	平成三十九年三月二十日	百九十三億円
利付国庫債券（二十年）（第九十四回）	二・一％	平成三十九年三月二十日	四百五十億円
利付国庫債券（二十年）（第九十五回）	二・三％	平成三十九年六月二十日	百十億円
利付国庫債券（二十年）（第九十六回）	二・一％	平成三十九年六月二十日	十五億円

利付国庫債券（二十年）（第九十七回）	二・二％	平成三十九年九月二十日	五十二億円
利付国庫債券（二十年）（第九十八回）	二・一％	平成三十九年九月二十日	四十五億円
利付国庫債券（二十年）（第九十九回）	二・一％	平成三十九年十二月二十日	二十億円
利付国庫債券（二十年）（第百一回）	二・四％	平成四十年三月二十日	百二十七億円
利付国庫債券（二十年）（第百二回）	二・四％	平成四十年六月二十日	百五十一億円
利付国庫債券（二十年）（第百四回）	二・一％	平成四十年六月二十日	百二十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百九回）	一・九％	平成四十一年三月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第百十六回）	二・二％	平成四十二年三月二十日	五百六十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百十八回）	二・〇％	平成四十二年六月二十日	六十億円
利付国庫債券（二十年）（第百十九回）	一・八％	平成四十二年六月二十日	五億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十回）	一・六％	平成四十二年六月二十日	百三十四億円
利付国庫債券（二十年）（第五回）	二・二％	平成四十三年五月二十日	三億円
利付国庫債券（三十年）（第六回）	二・四％	平成四十三年十一月二十日	三百三十億円
利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	七十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	二百六十七億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	三十億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	八十六億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	三十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十一回）	二・二％	平成五十一年九月二十日	六十五億円